

別添 1 サービス購入料の構成と支払手続（案）

1 サービス購入料の構成

県が事業者に対して支払うサービス購入料は、以下のとおり構成される。

業務	収入分類	対価の対象となる費用
設計・建設・ 工事監理業務	サービス購入料A-1 (一時支払分)	設計・建設及び工事監理業務に要する費用 【本施設の設計業務に要する費用】 ○基本業務 ○設計業務
	サービス購入料A-2 (割賦支払分)	【本施設の建設業務に要する費用】 ○基本業務 ○建設業務（造成、外構整備等を含む） ○工事監理業務
		○器具・備品等調達設置業務 ○本施設の引渡し及び所有権移転に関する業務 【その他費用】 ○SPCの開業に伴う費用 ○引渡し日までのSPCの運営費 ○融資関連手数料 ○建中金利 ○その他施設整備に関する初期投資と認められる費用
		○サービス購入料A-2の割賦元本に対応する割賦支払いに必要な割賦手数料
開業準備業務	サービス購入料B (開業準備業務の対価)	開業準備業務に要する費用 【本施設の開業準備業務に要する費用】 ○基本業務 ○事前広報、利用者受付業務 ○開館式典および内覧会等実施業務 ○開業準備期間中の本施設の運営維持管理準備業務 ○プール公認取得業務 ○SPCの運営経費 ○開業準備期間に要する光熱水費
運営業務 維持管理業務	サービス購入料C-1 (運営・維持管理業務の対価)	運営業務及び維持管理業務に要する費用のうち事業者が利用者から得る収入を考慮して提案した額 【本施設の運営業務に要する費用】 ○共通基本業務 ○大会開催等支援業務 ○スポーツ教室等実施業務 ○トレーニング指導支援業務 ○競技力向上事業支援業務 ○利用者受付業務 ○プールの監視・水質等衛生管理業務 ○広報・情報発信業務

業務	収入分類	対価の対象となる費用
		<ul style="list-style-type: none"> ○プール公認更新業務 ○駐車場・駐輪場運営業務 ○周辺施設、関係団体等連携業務 ※物販コーナー等運営業務及び自由提案事業に要する費用は除く 【本施設の維持管理業務に要する費用】 ○共通基本業務 ○建築物保守管理業務 ○建築設備保守管理業務 ○器具・備品等保守管理業務 ○外構等保守管理業務 ○清掃業務 ○警備業務 ○植栽管理業務 ○環境衛生管理業務 【その他費用】 ○SPC の運営経費 ○法人税等法人の利益に対してかかる税金及び SPC の税引後利益 ○その他運営業務及び維持管理業務に関して必要となる費用
	サービス購入料C-2 (運営・維持管理業務に要する光熱水費)	<ul style="list-style-type: none"> 【本施設の運営・維持管理業務に要する光熱水費】 ○電気料金 ○ガス料金 ○水道料金 ○下水道料金 ○その他料金
	サービス購入料C-3 (修繕・更新業務の対価)	<ul style="list-style-type: none"> 【本施設の修繕・更新業務に要する費用】 ○修繕・更新業務

2 サービス購入料について

(1) 設計・建設業務に係る対価：【サービス購入料A】

設計業務、建設業務および工事監理業務にかかる対価をいい、一時支払分の【A-1】と割賦支払分の【A-2】により構成される。

<サービス購入料Aの構成イメージ>

サービス購入料A		
サービス購入料A-1 (一時支払分)	サービス購入料A-2 (割賦支払分)	
設計業務、建設業務および工事監理業務に要する費用		割賦元本に対応する割賦手数料
上記費用の88%以内で事業者が提案した額	左記の残額 (割賦元本)	

ア 一時支払分：【サービス購入料A-1】

(ア) 算定方法

設計業務、建設業務および工事監理業務に要する費用のうち、事業提案書においてサービス購入料A-1（一時支払分）として提案した額とする。

(イ) 支払方法

事業者は、設計・建設期間（令和6年度から令和8年度まで）の各年度末までに、県による中間確認が完了した場合は当該年度終了後、完工確認が完了した場合は完了後、速やかに県に請求書を提出する。

県は、請求を受けた日から40日以内に事業者に対してサービス購入料A-1を支払う。支払回数は、原則として各年度1回とする。

イ 割賦支払分：【サービス購入料A-2】

設計業務、建設業務および工事監理業務に要する費用のうち、サービス購入料A-1を除いた額を割賦元本として、令和9年度から事業期間終了（令和23年度）までの間にわたり割賦により支払う。

なお、サービス購入料A-2に係る消費税相当分については、サービス購入料A-2の第1回目の支払の際に全額を支払うものとする。

(ア) 算定方法

割賦支払分の毎回の金額は、次の前提で計算した金額とする。

割賦元本	サービス購入料AのうちA-1を控除した額
返済方法	元利均等返済
適用金利 (年利)	基準金利+提案されたスプレッド なお、基準金利がマイナスになった場合は、基準金利部分を0%と読み替えることとする。
基準金利	本施設引渡日の2営業日前（銀行営業日ではない場合は、その前銀行営業日）の Refinitiv（登録商標）より提供されている午前10時30分現在の Tokyo Swap Rate（TONA Swaps）として JPTSRTOA=RFTB に掲示されている TONA ベース 15年もの（円/円）金利スワップレートとする。なお、TONA Swaps 初動期であり、今後上記の用語が変更されることも想定されるため、その場合は適宜読み替えるものとする。今後 TONA の公表が恒久的に停止された場合、TONA に代わる金利指標については県と事業者で協議の上決定する。また、事業者は、上記支払金利確定後において、「サービス購入料 A-2 の償還表」を県に提出するものとする。
金利計算方法	各回の支払において、期間3ヶ月（0.25年）後取として計算する。なお、初回については、引渡日の翌日から初回支払までの期間により計算する。
その他	a) 割賦元本に消費税及び地方消費税を加算した額と、割賦元本を60回で元利均等計算した支払元本の合計額に消費税及び地方消費税を加算した額を一致させる。 b) 元利均等計算した1回あたりの支払元本、支払金利、消費税及び地方消費税の各支払額に一円未満の端数が生じた場合、各支払額の端数金額を切り捨てる。割賦元本につき、元利均等計算した各回の支払額が一致しない場合、支払元本の支払額をもって調整し、各回の支払額を一致させる。 c) 割賦元本、消費税及び地方消費税のそれぞれにつき、a) の額と b) の合計額に不一致が生じた場合、最終回の支払額に当該不一致額を合算する。

(イ) 支払方法

県は、令和9年度第1四半期よりサービス購入料A-2を支払う。事業者は、維持管理運営期間の各年度の7月1日以降（第1四半期相当分）、10月1日以降（第2四半期相当分）、1月1日以降（第3四半期相当分）及び4月1日以降（第4四半期相当分）に、県に請求書を提出する。県は、請求を受けた日から40日以内に事業者に対してサービス購入料Bを支払う。

支払回数は、各年度分につき4回とし、計60回支払う。

(2) 開業準備業務に係る対価：【サービス購入料B】

ア 算定方法

開業準備業務に要する費用のうち、事業提案書においてサービス購入料B（開業準備業務に係る対価）として提案した額とする。

イ 支払方法

開業準備期間（令和9年4月1日から令和9年6月30日まで）における開業準備業務の完了後、県は、事業者の開業準備業務の実施状況をモニタリングし、要求水準を達成していることを確認した上で、サービス購入料Bを支払う。県は、事業者から提出される業務報告書の業務確認結果を踏まえ、業務状況の良否を判断し、業務報告書の受領後14日以内に事業者へモニタリングの結果を通知する。

当該通知の後に事業者は、県に対してサービス購入料Bの請求書を提出する。県は、請求を受けた日から40日以内に事業者に対してサービス購入料Bを支払う。

(3) 運営・維持管理業務の対価：【サービス購入料C】

運営・維持管理業務の対価【サービス購入料C】は、運営・維持管理業務の対価【C-1】、運営・維持管理業務に要する光熱水費【C-2】及び修繕・更新業務の対価【C-3】により構成される。

ア 運営・維持管理業務の対価：【サービス購入料C-1】

(ア) 算定方法

運営業務及び維持管理業務に要する費用のうち、事業者が利用者から得る収入を考慮して事業提案書においてサービス購入料C-1（運営・維持管理業務の対価）として提案した額を基本として、別添2「サービス購入料の改定」により改定した額とする。

運営・維持管理期間（令和9年7月1日から令和24年3月31日まで）における支払回数は59回とし、サービス購入料の改定前における各回の支払額は同額とする。

(イ) 支払方法

運営・維持管理期間（令和9年7月1日から令和24年3月31日まで）の四半期ごとに、県は、事業者の運営・維持管理業務の実施状況をモニタリングし、要求水準等を達成していることを確認した上で、サービス購入料C-1を支払う。

県は、事業者から毎月提出される月次業務報告書の業務確認結果を踏まえ、四半期に一度、業務状況の良否を判断し、四半期最終月の業務報告書の受領後14日以内に事業者へモニタリングの結果を通知する。

当該通知の後に事業者は、県に対してサービス購入料C-1の請求書を提出する。県は、請求を受けた日から40日以内に事業者に対してサービス購入料C-1を支払う。

イ 運営・維持管理業務に要する光熱水費：【サービス購入料C-2】

(ア) 算定方法

運営業務及び維持管理業務に要する光熱水費のうち、事業提案書においてサービス購入料C-2（運営・維持管理業務に要する光熱水費）として提案した額を基本として、別添2「サービス購入料の改定」により改定した額とする。

運営・維持管理期間（令和9年7月1日から令和24年3月31日まで）における支払回

数は 59 回とし、サービス購入料の改定前における各回の支払額は同額とする。

(イ) 支払方法

事業者は、運営・維持管理期間（令和 9 年 7 月 1 日から令和 24 年 3 月 31 日まで）の四半期ごとに、当該四半期にかかる光熱水費の使用量を示す資料を県に提出する。

事業者は、県によるサービス購入料 C-1 にかかるモニタリング結果通知の後に、県に対するサービス購入料 C-1 の請求書の提出合わせて、サービス購入料 C-2 の請求書を提出する。

県は、請求を受けた日から 40 日以内に事業者に対してサービス購入料 C-2 を支払う。

ウ 修繕・更新業務の対価：【サービス購入料 C-3】

(ア) 算定方法

維持管理業務に要する費用のうち、事業提案書においてサービス購入料 C-3（修繕・更新業務の対価）として提案した額を基本として、別添 2「サービス購入料の改定」により改定した額とする。

運営・維持管理期間（令和 9 年 7 月 1 日から令和 24 年 3 月 31 日まで）における支払回数は 59 回とし、サービス購入料の改定前における、以下に示す区分（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）における各回の支払額は同額とする。

区分	支払回	支払対象期間
Ⅰ	第 1 回～第 19 回	令和 9 年 7 月～令和 14 年 3 月
Ⅱ	第 20 回～第 39 回	令和 14 年 4 月～令和 19 年 3 月
Ⅲ	第 40 回～第 59 回	令和 19 年 4 月～令和 24 年 3 月

(イ) 支払方法

運営・維持管理期間（令和 9 年 7 月 1 日から令和 24 年 3 月 31 日まで）の四半期ごとに、県は、事業者の修繕・更新業務の実施状況をモニタリングし、要求水準等を達成していることを確認した上で、サービス購入料 C-3 を支払う。

県は、事業者から毎月提出される月次業務報告書の業務確認結果を踏まえ、四半期に一度、業務状況の良否を判断し、四半期最終月の業務報告書の受領後 14 日以内に事業者へモニタリングの結果を通知する。

当該通知の後に事業者は、県に対してサービス購入料 C-3 の請求書を提出する。県は、請求を受けた日から 40 日以内に事業者に対してサービス購入料 C-3 を支払う。

3 支払金額及び支払いスケジュール

サービス購入料の支払金額及びスケジュールについては、それぞれ下表に記載のとおりとする。

(1) サービス購入料A（設計・建設業務に対する対価）

ア サービス購入料A-1（一時支払分）

回	請求予定日	金額	消費税及び地方消費税	合計
1	令和7年4月	●円	●円	●円
2	令和8年4月	●円	●円	●円
3	令和9年4月	●円	●円	●円
合計		●円	●円	●円

イ サービス購入料A-2（割賦支払分）

回	請求予定日	元本 (売上原価)	割賦金利	元本合計に対する消 費税及び地方消費税	合計
1	令和9年7月	●円	●円	●円	●円
2	令和9年10月	●円	●円		●円
3	令和10年1月	●円	●円		●円
4	令和10年4月	●円	●円		●円
5	令和10年7月	●円	●円		●円
6	令和10年10月	●円	●円		●円
7	令和11年1月	●円	●円		●円
8	令和11年4月	●円	●円		●円
9	令和11年7月	●円	●円		●円
10	令和11年10月	●円	●円		●円
11	令和12年1月	●円	●円		●円
12	令和12年4月	●円	●円		●円
13	令和12年7月	●円	●円		●円
14	令和12年10月	●円	●円		●円
15	令和13年1月	●円	●円		●円
16	令和13年4月	●円	●円		●円
17	令和13年7月	●円	●円		●円
18	令和13年10月	●円	●円		●円
19	令和14年1月	●円	●円		●円
20	令和14年4月	●円	●円		●円
21	令和14年7月	●円	●円		●円
22	令和14年10月	●円	●円		●円
23	令和15年1月	●円	●円		●円
24	令和15年4月	●円	●円		●円
25	令和15年7月	●円	●円		●円
26	令和15年10月	●円	●円		●円
27	令和16年1月	●円	●円		●円
28	令和16年4月	●円	●円		●円
29	令和16年7月	●円	●円		●円
30	令和16年10月	●円	●円		●円
31	令和17年1月	●円	●円		●円
32	令和17年4月	●円	●円		●円
33	令和17年7月	●円	●円		●円
34	令和17年10月	●円	●円		●円
35	令和18年1月	●円	●円		●円
36	令和18年4月	●円	●円		●円
37	令和18年7月	●円	●円		●円
38	令和18年10月	●円	●円		●円

回	請求予定日	元本 (売上原価)	割賦金利	元本合計に対する消費 税及び地方消費税	合計
39	令和19年1月	●円	●円		●円
40	令和19年4月	●円	●円		●円
41	令和19年7月	●円	●円		●円
42	令和19年10月	●円	●円		●円
43	令和20年1月	●円	●円		●円
44	令和20年4月	●円	●円		●円
45	令和20年7月	●円	●円		●円
46	令和20年10月	●円	●円		●円
47	令和21年1月	●円	●円		●円
48	令和21年4月	●円	●円		●円
49	令和21年7月	●円	●円		●円
50	令和21年10月	●円	●円		●円
51	令和22年1月	●円	●円		●円
52	令和22年4月	●円	●円		●円
53	令和22年7月	●円	●円		●円
54	令和22年10月	●円	●円		●円
55	令和23年1月	●円	●円		●円
56	令和23年4月	●円	●円		●円
57	令和23年7月	●円	●円		●円
58	令和23年10月	●円	●円		●円
59	令和24年1月	●円	●円		●円
60	令和24年4月	●円	●円		●円
	合計	●円	●円	●円	●円

(2) サービス購入料B (開業準備業務に対する対価)

回	請求予定日	金額	消費税及び地方消費税	合計
1	令和9年7月	●円	●円	●円
	合計	●円	●円	●円

(3) サービス購入料C (運営・維持管理業務に対する対価)

回	請求予定日	サービス購入料 C-1 (C-2 及び C-3 を除く運営・ 維持管理業務の対価)			サービス購入料 C-2 (光熱水費)			サービス購入料 C-3 (更新・修繕費)			サービス 購入料 C
		金額	消費税及 び地方消 費税	合計	金額	消費税及 び地方消 費税	合計	金額	消費税及 び地方消 費税	合計	合計
1	令和9年10月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
2	令和10年1月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
3	令和10年4月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
4	令和10年7月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
5	令和10年10月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
6	令和11年1月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
7	令和11年4月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
8	令和11年7月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
9	令和11年10月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
10	令和12年1月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
11	令和12年4月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
12	令和12年7月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
13	令和12年10月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
14	令和13年1月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
15	令和13年4月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
16	令和13年7月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
17	令和13年10月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
18	令和14年1月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
19	令和14年4月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円

回	請求予定日	サービス購入料 C-1 (C-2及びC-3を除く運営・ 維持管理業務の対価)			サービス購入料 C-2 (光熱水費)			サービス購入料 C-3 (更新・修繕費)			サービス 購入料 C
		金額	消費税及 び地方消 費税	合計	金額	消費税及 び地方消 費税	合計	金額	消費税及 び地方消 費税	合計	合計
20	令和14年7月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
21	令和14年10月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
22	令和15年1月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
23	令和15年4月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
24	令和15年7月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
25	令和15年10月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
26	令和16年1月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
27	令和16年4月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
28	令和16年7月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
29	令和16年10月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
30	令和17年1月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
31	令和17年4月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
32	令和17年7月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
33	令和17年10月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
34	令和18年1月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
35	令和18年4月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
36	令和18年7月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
37	令和18年10月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
38	令和19年1月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
39	令和19年4月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
40	令和19年7月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
41	令和19年10月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
42	令和20年1月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
43	令和20年4月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
44	令和20年7月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
45	令和20年10月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
46	令和21年1月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
47	令和21年4月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
48	令和21年7月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
49	令和21年10月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
50	令和22年1月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
51	令和22年4月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
52	令和22年7月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
53	令和22年10月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
54	令和23年1月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
55	令和23年4月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
56	令和23年7月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
57	令和23年10月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
58	令和24年1月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
59	令和24年4月	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
合計		●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円